

京都市告示第 204 号

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を、次のとおり設置しました。

平成21年8月4日

京都市長 門川大作

- 1 要保護児童対策地域協議会の名称
京都市南区要保護児童対策地域協議会
- 2 要保護児童対策調整機関の名称
京都市南区役所福祉部支援課（子ども支援センター）
- 3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市南区役所福祉部	第1号
京都市南区役所保健部	第1号
京都市南区役所区民部総務課	第1号
京都市南区役所区民部まちづくり推進課	第1号
京都市南保育所	第1号
南警察署	第1号
社会福祉法人京都市南区社会福祉協議会	第2号
社団法人京都下京西部医師会	第2号
京都市下京東部医師会	第3号

京都市南支部小学校長会	第3号
京都市南支部中学校長会	第3号
京都市南区保育園長会	第3号
京都市南区児童館長会	第3号
京都市南区自治連合会	第3号
京都市南民生児童委員会	第3号
京都市南保健協議会連合会	第3号
子育てサークル やんちゃあず	第3号
子育て支援ボランティア マムーン	第3号
京都市長が指定する者	第3号

(南区役所福祉部支援課)